

雇用ニュース



「晩秋に彩る」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 綿引 勝春さん

必ずチェック最低賃金!!

◇◇茨城県最低賃金は、時間額676円（平成20年10月19日より）◇◇

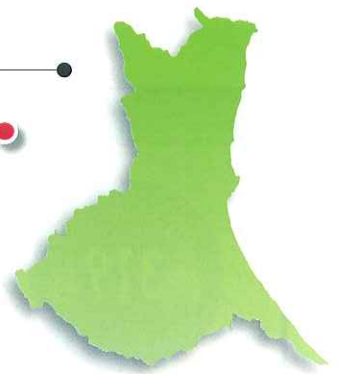
おもな内容

CONTENTS

- 県内の雇用情勢 2
- 平成20年度前期 障害者就職面接会を開催 3
- 特定求職者雇用開発助成金による中小企業の障害者雇入れ支援が拡充されます 4
- 「大好きいばらき就職面接会」を県内2会場で開催 5
- 労働保険の理解のために（第2回）～労災保険制度～ 6～7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

有効求人倍率は4か月連続の低下・前年比では12か月連続下回る



有効求人数(原数値)は16か月連続の減少/有効求職者数(原数値)は5年6か月ぶりの増加

1 概況

9月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は13,181人で前年同月に比較して10.2%の減少と14か月連続の減少となりました。

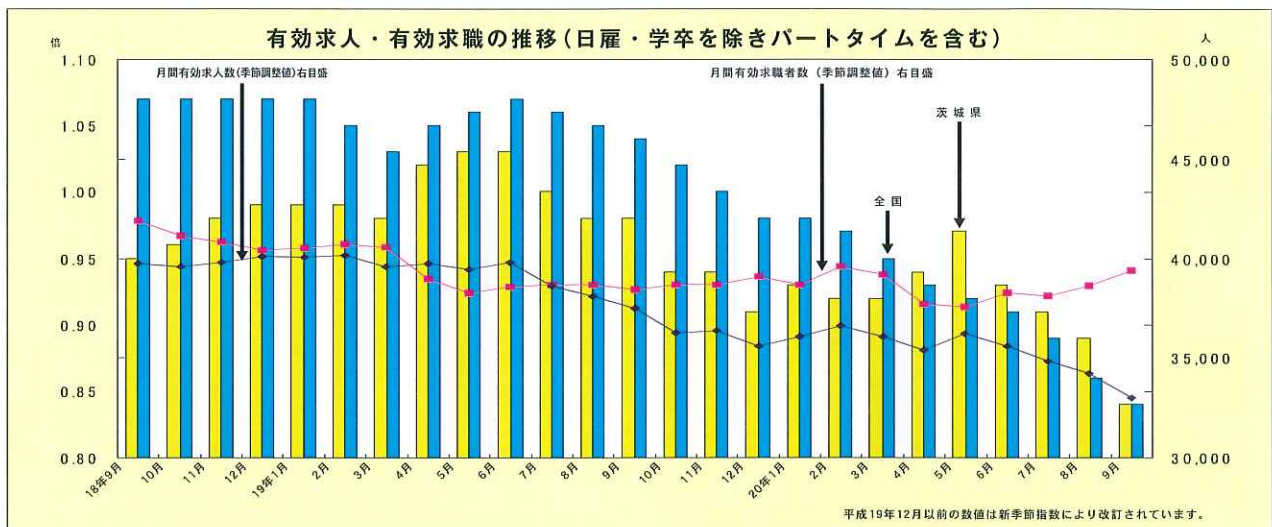
新規求職者数は11,242人と同15.7%の増加となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般は同13.6%の増加となりました。また、パートタイムも同21.5%の増加となりました。

有効求人数(原数値)は34,530人で、前年同月比で10.8%の減と16か月連続の減少となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は、39,659人(同3.8%増)で、5年6か月ぶりの増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.84倍(季節調整値)と前月を0.05ポイント下回りました。前年同月比(0.98倍)では0.14ポイント下回りました。なお、原数値でも0.87倍と前年同月比で0.14ポイントの低下となりました。



2 新規求人の動き

新規求人数は13,181人となり、前年同月比で10.2%の減少となりました。

産業別にみると、医療・福祉(前年同月比10.3%増)、その他(同30.0%増)で増加しましたが、情報通信業(同43.7%減)、飲食店・宿泊業(同26.3%減)、卸売・小売業(同20.3%減)、サービス業(同5.1%減)、運輸業(同19.7%減)、建設業(同15.1%減)、製造業(同14.3%減)の産業で減少しました。

また、規模別に見ると新規求人数の過半数(53.8%)を占める29人以下(同9.6%減)をはじめ、30~99人以上(同9.9%減)、100~299人(同11.0%減)、300~499人(同19.5%減)、500人以上(同12.3%減)とすべての規模で減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は15.5%減少しました。パートタイムも1.1%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,834件で、前年同月に比較し14.3%の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は25.2%と、前年同月(25.5%)を0.3ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は10,307人で、前年同月比では5.0%増(71か月ぶりの増)となりました。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は868人で、割合は9.9%(前年同月7.3%)となりました。事業主都合離職者数では同46.1%の増加と4か月連続の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,242人となり、前年同月比で15.7%の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般が72.1%(前年同月73.4%)と1.3ポイント低下し、求職者数では13.6%の増加となりました。

一方、パートタイムは27.9%(前年同月26.6%)と1.3ポイント上回りました。求職者数では21.5%の増加となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は43.7%となり前年同月(46.8%)を3.1ポイント下回り、若年求職者数では8.1%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は10.1%となり、前年同月(8.7%)を1.4ポイント上回りました。高年齢求職者数では33.6%の増加となりました。

平成20年度前期障害者就職面接会を開催

県内4会場で159社、就職希望者665名が参加

～ひとつの理解が大きな希望へ～ 障害者就職面接会

改正障害者雇用促進法と障害者自立支援法が施行され、障害者の雇用促進については、社会一般の理解と関心が高まり、雇用状況は着実に改善がみられますが、未だ十分とは言えない状況にあります。

このため、障害をお持ちの方が職業生活を通じ、働く喜びや生きがいを見いだし、自立する社会の実現のため、平成20年度前期障害者就職面接会を、本年9月17日から10月10日までの間、水戸市、土浦市、鹿嶋市、日立市の県内4会場で地元企業を中心に159社、就職を希望する障害者の方665名が参加のもとで開催されました。

平成18年度から施行された改正障害者雇用促進法と障害者自立支援法により、精神障害者の雇用率への算入や福祉的就労から一般雇用への移行など、障害者雇用に向けた機運が高まっていることもあり、各会場には福祉施設等を利用している方や、養護学校等を卒業予定の方々も数多く参加され、限られた時間の中で積極的に面接し44名(平成20年10月31日現在)の方の就職が決まりました。

事業主の皆さまにお願いします

障害者の雇用を促進するためには、就職希望者の自立への自覚と努力が必要なことはもちろんですが、同時に事業主の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

現在、障害者の採用を検討されている事業主の方、また、雇用管理等に不安をお持ちの事業主の方、ハローワークでは、障害者雇用に関する色々な支援メニューを用意しております。

また、福祉施設等を利用している障害者の方の一般雇用への移行に向け、福祉施設外の職場実習先(1～2週間程度の職場体験、賃金の支払いは必要ありません。)を探しております。

ぜひ最寄りのハローワークにお気軽にご相談ください。

■各会場の状況

(集計:平成20年10月31日現在)

会場	開催日	参加事業所	応募者	採用	保留
水戸会場(ホテルレイクビュー水戸)	9月17日	58	234	20	2
土浦会場(ホテルマロウド筑波)	10月3日	51	247	16	63
鹿嶋会場(鹿嶋セントラルホテル)	10月9日	25	72	0	27
日立会場(国民宿舎「鶴の岬」)	10月10日	25	112	8	17
合計		159	665	44	109

※ 採用数は内定者を含み、保留数は再面接等による結果待ち。

鹿嶋会場



水戸会場



お問い合わせは、最寄りのハローワークまたは茨城労働局職業対策課まで ☎029-224-6219

特定求職者雇用開発助成金による中小企業の障害者雇入れ支援が拡充されます

1 趣旨・目的

中小企業においては、職場定着の支援体制が不十分であることもある中、障害者雇用を進めるためには、新規採用を進めるのみならず、採用後の職場定着を図ることも重要です。

このため、賃金助成の期間を延長することにより、事業主の採用意欲を高めるとともに、安定的に障害者が雇用され、職場定着が図られるよう、助成対象期間を延長することとなりました。

2 拡充の概要

(1) 拡充の対象となる者

平成20年12月以降に一般被保険者として雇入れられる以下の対象労働者

- イ 身体・知的障害者
- ロ 重度身体・知的障害者、45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者
- ハ 短時間労働者の身体・知的・精神障害者



(2) 対象となる事業主の要件

以下のいずれかに該当する中小企業事業主

主たる事業	資本の額若しくは出資の総額、常時雇用する労働者数
小売業 (飲食店を含む)	資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下、 又は常時雇用する労働者が50人以下
サービス業	資本の額若しくは出資の総額が5,000万円以下、 又は常時雇用する労働者が100人以下
卸売業	資本の額若しくは出資の総額が1億円以下、 又は常時雇用する労働者が100人以下
その他の業種	資本の額若しくは出資の総額が3億円以下、 又は常時雇用する労働者が300人以下

(3) 拡充の内容

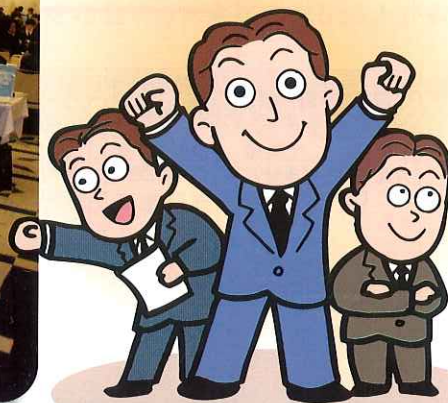
	支給額・助成対象期間	
	拡充前	拡充後 (平成20年12月以降の雇入れ)
イ 身体・知的障害者	60万円 1年	90万円 1年6か月
ロ 重度身体・知的障害者、 45歳以上の身体・知的障害者、 精神障害者	120万円 1年6か月	160万円 2年
ハ 短時間労働者の身体・知的・ 精神障害者	40万円 1年	60万円 1年6か月

県内ハローワーク・茨城労働局・茨城県の連携のもと

「大好きいばらき就職面接会」を 県内2会場で開催



(水戸会場面接会)



平成21年3月新規大学等卒業予定者及び既卒者の就職促進と県内事業所の人材確保のため、今年度2回目となる就職面接会を水戸市内及びつくば市内で開催しました。

当日参加した学生は、事業所毎に設けられた面接ブースを訪れ、企業説明に耳を傾けたり、履歴書を提出して自己アピールを行うなど、1日も早い内定獲得に向けて熱心に取り組む姿が見られました。

就職面接会参加状況【水戸会場・つくば会場】

参加事業所数	参加学生数(うち既卒者)			
	大学	短大	専修	合計
232事業所 ※	392(118)	59(10)	107(12)	558(140)

※水戸会場102社・つくば会場130社

お願い

来春卒業予定者の就職活動は終盤に差し掛かっておりますが、志望先変更等様々な理由で多数の学生が就職活動を継続中です。

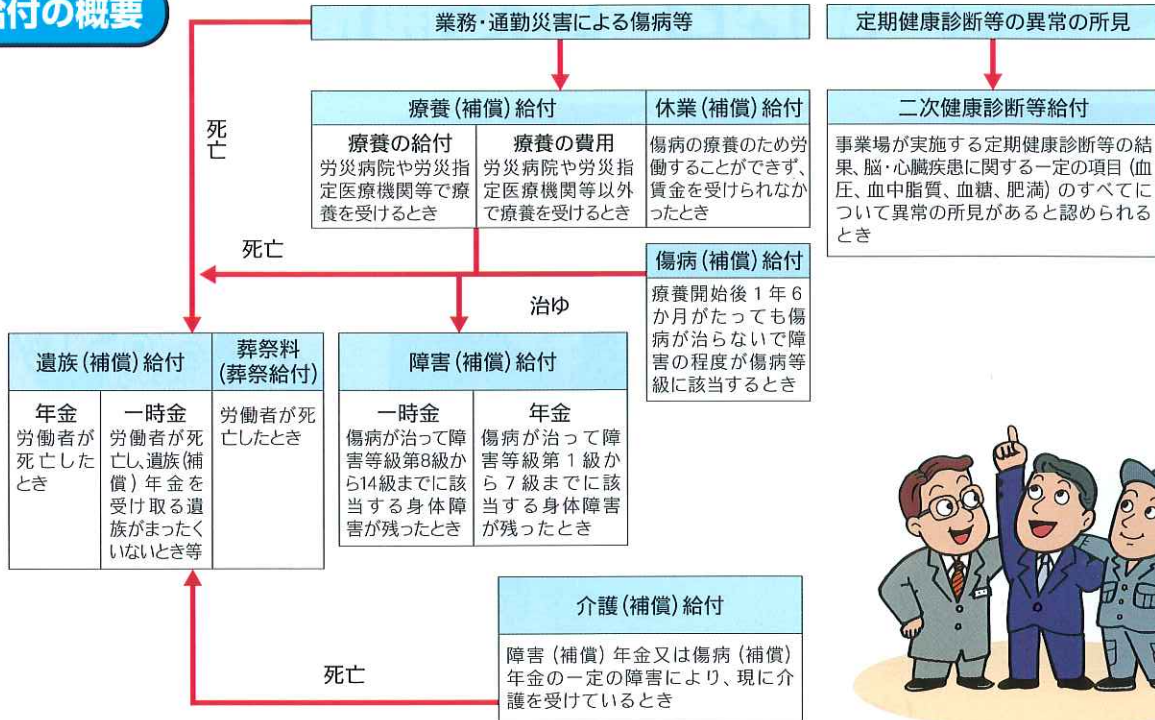
事業主の皆様には、通年採用の導入等新卒者のみならず既卒者等若者の雇用機会の確保にご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせは、最寄りのハローワークまたは茨城労働局職業安定課まで ☎029-224-6218

労働保険の理解のために (第2回)

労災保険制度

給付の概要



労災保険給付一覧

注) 保険給付の種類欄上段は業務、下段は通勤災害です。また、金額等は平成19年4月1日現在の額です。詳細はお問い合わせください。

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等で治療を受けるとき)	必要な療養の給付	
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等以外で治療を受けるとき)	必要な療養の全額	
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害(補償)給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	(障害特別支給金) 障害の程度に応じての一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額のそれぞれの日数分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	(障害特別支給金) 障害の程度に応じての一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額のそれぞれの日数分の一時金
遺族(補償)給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律の金額 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額のそれぞれの日数分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他の遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律の金額 (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし、(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日数のそれぞれの日数分の年金	(傷病特別給付金) 障害の程度に応じた一時金(傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日数のそれぞれの日数分の年金
介護補償給付 介護給付	障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	常時介護、随時介護の場合は、介護費用として支出した額(それぞれ上限額があります。また、親族等による介護の場合は金額が異なります。)	
二次健康診断等給付	定期健康診断において、次の4項目いずれについても異常所見があるとされた労働者が二次健康診断を受けようとするとき ①血圧 ②血中脂質 ③血糖値 ④肥満度	二次健康診断として行う次の検査と保健指導 ①空腹時の血中脂質検査 ②空腹時の血中グルコース量の検査 ③ヘモグロビン ④A1c検査 ⑤負荷心電図検査又は胸部超音波検査 ⑥頸部超音波検査 ⑦微量アルブミン尿検査	

アスベスト、時効の場合でも

- 時限立法であるアスベスト救済法により、労働者又は特別加入者のご遺族に給付を行います。
- 石綿（アスベスト）にさらされる業務に従事したことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜皮厚や良性石綿胸水に罹患して死亡した遺族であって、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方を救済します。
- 平成24年3月27日までに請求する必要がありますので注意してください。

社会復帰等促進事業

- 業務又は通勤災害により被災された方に対して、症状が固定(治ゆ)した後においても、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れがある場合に、必要に応じて20の疾病のアフターケアを実施しています。
- アフターケアは、健康管理手帳の交付により、すべての労災保険指定医療機関及び指定薬局で受けることができますが、措置は対象傷病ごとに定められた範囲内の診察等に限られます。
- この事業では、ほかに、被災労働者のスムーズな社会復帰、職場復帰を図るための諸制度を設けており、義肢等の支給、外科後処置、長期療養者職業復帰援護金等があります。

費用徴収制度

- 労働者災害補償保険法では、事業主から特別の費用徴収について定めています。
- 事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害で保険給付を行ったときは、保険給付に要した費用に相当する額の30%です。
- このほかにも、事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中、及び概算保険料を納付しない期間中に発生した業務災害、通勤災害について保険給付を行ったときにも、それぞれ決められた割合の額を徴収することがあります。

労災保険に関するお問い合わせは最寄りの監督署または
茨城労働局労災補償課まで

☎029-224-6217

茨城県雇用関係主要指標

年・月	項目	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
		全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
17年度月平均		14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
18年度月平均		14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350
19年度月平均		13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490
19年	4月	14,449	3,777	10,642	12,858	5,863	2,861	40,031	41,970	3,517	8,538
	5	13,129	3,646	9,413	11,116	5,222	1,968	37,905	41,586	3,391	10,071
	6	13,138	3,930	9,150	10,214	4,808	1,813	37,035	40,575	3,271	9,858
	7	14,706	4,015	10,618	9,915	4,697	1,834	36,928	40,037	3,337	10,481
	8	13,342	3,866	8,674	9,569	4,462	1,738	36,913	39,144	3,067	10,661
	9	14,685	3,981	10,640	9,716	4,543	1,688	38,713	38,212	3,246	9,812
	10	14,350	4,234	10,071	11,352	5,104	2,096	38,923	39,533	3,582	9,990
	11	13,386	3,632	9,655	8,901	4,017	1,589	38,460	37,786	3,225	9,581
	12	10,734	2,929	7,764	6,855	2,949	1,332	34,150	34,431	2,571	9,175
20年	1月	14,635	3,988	10,572	10,965	4,932	1,995	35,511	35,243	2,583	8,972
	2	14,374	4,110	10,189	11,219	5,136	2,021	37,210	37,427	3,249	8,536
	3	12,665	3,198	9,375	10,907	5,041	2,038	37,651	39,314	3,766	8,199
20年	4月	13,054	3,564	9,381	13,262	5,653	1,900	35,832	40,853	3,306	8,137
	5	12,240	3,115	9,056	10,738	4,666	1,221	34,340	40,466	3,149	9,299
	6	11,533	2,901	8,541	10,382	4,443	1,080	33,163	40,201	3,179	9,645
	7	13,121	3,575	9,478	10,165	4,488	1,035	33,521	39,783	3,263	10,418
	8	11,761	3,168	8,542	8,908	4,013	910	32,629	38,468	2,725	10,328
	9	13,181	3,392	9,697	11,242	4,913	1,129	34,530	39,659	3,411	10,307
	10										
	11										
	12										
21年	1月										
	2										
	3										

年・月	項目	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
		新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
		茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
17年度月平均		1.23	1.49	0.88	0.98	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	289	4.3
18年度月平均		1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1
19年度月平均		1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
19年	4月	1.52	1.58	1.02	1.05	9.1	▲ 3.3	▲ 12.2	▲ 4.9	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 12.2	▲ 1.9	268	3.8
	5	1.36	1.54	1.03	1.06	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 7.7	0.9	▲ 10.0	▲ 0.6	▲ 8.9	0.2	258	3.8
	6	1.34	1.54	1.03	1.07	▲ 8.2	▲ 7.0	▲ 9.2	▲ 6.0	▲ 13.9	▲ 6.4	▲ 11.3	▲ 5.5	241	3.7
	7	1.42	1.53	1.00	1.06	4.1	▲ 4.1	▲ 5.4	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 2.2	▲ 5.9	▲ 1.8	234	3.6
	8	1.32	1.54	0.98	1.05	▲ 7.8	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.0	▲ 3.6	▲ 5.2	▲ 10.9	▲ 4.4	249	3.8
	9	1.34	1.48	0.98	1.04	▲ 12.6	▲ 13.2	▲ 13.3	▲ 9.6	▲ 14.9	▲ 10.6	▲ 9.7	▲ 3.3	269	4.0
	10	1.26	1.47	0.94	1.02	▲ 9.7	▲ 3.9	2.4	1.7	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 4.5	▲ 0.8	271	4.0
	11	1.32	1.46	0.94	1.00	▲ 1.6	▲ 10.9	▲ 5.1	▲ 3.5	▲ 3.0	▲ 4.2	▲ 6.0	▲ 2.7	246	3.8
	12	1.20	1.43	0.91	0.98	▲ 19.8	▲ 15.1	▲ 7.4	▲ 8.1	▲ 7.6	▲ 9.3	▲ 4.6	▲ 2.1	231	3.8
20年	1月	1.31	1.49	0.93	0.98	▲ 8.9	▲ 9.8	▲ 5.6	▲ 6.0	▲ 5.8	▲ 7.3	▲ 5.6	▲ 0.7	256	3.8
	2	1.22	1.40	0.92	0.97	▲ 4.2	▲ 9.9	3.5	▲ 0.5	0.3	▲ 3.6	▲ 8.6	▲ 2.6	266	3.9
	3	1.28	1.25	0.92	0.95	▲ 16.2	▲ 21.3	▲ 7.2	▲ 3.3	0.9	▲ 12.7	▲ 10.0	▲ 4.8	268	3.8
20年	4月	1.35	1.38	0.94	0.93	▲ 9.7	▲ 12.6	3.1	1.1	▲ 6.0	▲ 19.8	▲ 4.7	▲ 2.6	275	4.0
	5	1.24	1.35	0.97	0.92	▲ 6.8	▲ 15.6	▲ 3.4	▲ 6.0	▲ 7.1	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 7.4	270	4.0
	6	1.21	1.26	0.93	0.91	▲ 12.2	▲ 17.0	1.6	1.3	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 2.2	▲ 3.1	265	4.1
	7	1.21	1.28	0.91	0.89	▲ 10.8	▲ 13.5	2.5	3.8	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 1.8	256	4.0
	8	1.23	1.24	0.89	0.86	▲ 11.8	▲ 21.3	▲ 6.9	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 11.2	▲ 3.1	▲ 5.6	272	4.2
	9	1.11	1.21	0.84	0.84	▲ 10.2	▲ 13.4	15.7	11.8	5.1	2.4	5.0	2.6	271	4.0
	10														
	11														
	12														
21年	1月														
	2														
	3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 4. ▲印は減少を示す。
 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 6. 平成19年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。
 ※10月号、前年同月比増減率のうち受給者実人員「全国」の8月が▲5.6のところを[2.6]と誤っておりました。お詫びして訂正いたします。